

審査基準整理票

処分名	男女共同参画センター多目的室の使用許可		
根拠法令名	大津市男女共同参画センター条例 (平成17年条例第93号)	(条項) 第4条第1項、第3項	
基準法令名	大津市男女共同参画センター条例	(条項) 第4条第4項	
	大津市暴力団排除条例(平成23年条例第49号)	第8条	
所管部署	政策調整部 男女共同参画センター		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>施設の使用許可基準</p> <p>施設の使用許可基準は、大津市男女共同参画センター条例第4条第3項各号及び大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、同条例第4条第4項第3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 下記の遵守事項を守らないおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 ② 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 ③ 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く)。 ④ 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 ⑤ 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く)。 ⑥ 物品の販売をしないこと(あらかじめ許可を受けた場合を除く)。 ⑦ 所定の場所以外で飲食しないこと。 ⑧ 火気を使用し、又は喫煙しないこと。 ⑨ 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 <p>(2) その他管理運営上支障があると所長が認める場合</p>			

参 考

【根拠法令】

大津市男女共同参画センター条例

第4条 センターの多目的室(以下「多目的室」という。)は、センターの業務に支障がないときに限り、市長の許可を受けて使用することができる。

3 市長は、多目的室の管理上必要があると認めるときは、多目的室の使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

【基準法令】

大津市男女共同参画センター条例

第4条

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 多目的室の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。